

すずらん保育所 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、すずらん保育所が説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	帯広市
所 在 地	帯広市西5条南7丁目1番地
電 話 番 号	0155-65-4158
代表者氏名	帯広市長 米沢 則寿

2 利用施設

施設の種類	保育所
施設の名称	すずらん保育所
施設の所在地	帯広市柏林台西町5丁目1番地
連 絡 先	電話番号0155-36-2389 FAX0155-36-2389
管 理 者	所長 益子 善恵
対象児童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
利用定員	満3歳以上の児童 68人 満1歳以上満3歳未満の児童 40人 満1歳未満の児童 12人
開設年月日	昭和41年5月1日

3 目的・運営方針

すずらん保育所（以下「当施設」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 当施設は、保育の提供に当たっては、入所する乳児及び幼児（以下「入所児童」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 当施設は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、入所児童の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 当施設は、入所児童の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、入所児童の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当施設における施設・設備等の概要

(1) 施 設

敷 地		3 2 6 6 . 3 3㎡
施 設	構 造	鉄筋コンクリート 2階建
	延べ面積	1 0 9 5 . 0 3㎡

(2) 主な設備

設備	部屋数	備 考
乳児室	1 室	うさぎ組（0歳児クラス）
ほふく室	1 室	
保育室	6 室	こぐま組・ぱんだ組・こあら組（1・2歳児クラス） いちご組（3・4・5歳児クラス） ばなな組（3・4・5歳児クラス） めろん組（3・4・5歳児クラス）
一時保育室	1 室	ひまわり組
遊戯室（ホール）	1 室	
調理室	1 室	
事務室	1 室	事務室に医務室を併設
休憩室	1 室	

5 職員の配置状況（令和7年4月1日の状況）

職 種	員数	常勤	非常勤	備考
所長	1	1		
主査	2	2		
主任	2	2		
保育士	1 6	1 6		
保健師	1	1		（こども課在籍）
栄養士	1	1		（こども課在籍）
調理員	1	1		
技能労務員	1	1		

当施設では、「北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年北海道条例第108号）」を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。なお、入所児童数などによっては、上記の員数と異なることがあります。

6 休業日

日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日並びに12月29日から31日と翌年の1月2日から3日までとします。

7 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間（11時間）

月曜日から土曜日の保育	午前7時から午後6時まで
延長保育	午後6時から午後7時まで

(2) 保育短時間認定に係る保育時間（8時間）

月曜日から土曜日の保育	午前9時から午後5時まで
延長保育	朝：午前7時から午前9時まで 夕：午後5時から午後7時まで

8 提供する保育等の内容

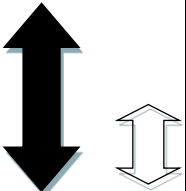
当施設は、保育所保育指針（平成29年告示第117号）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 帯広市立保育所 保育理念・保育の目標

※詳しくは、別途配布する「入所のしおり」をご覧ください。

(2) 保育及び延長保育の提供 【1日の流れ】

時間	0・1・2歳児	3・4・5歳児	延長保育
7:00	保育標準時間保育開始	保育標準時間保育開始	
9:00 9:30	保育短時間保育開始 おやつ 遊び（室内外）	保育短時間保育開始 遊び（室内外）	
11:00 11:30	食事	食事	保育短時間 の延長保育  保育標準時間 の延長保育 
12:00	お昼寝 （年齢によって前後します）		
12:30		お昼寝 （年齢によって前後します）	
14:30 15:00	目覚め おやつ	目覚め おやつ	

15:30	随時降所	随時降所	
17:00	保育短時間終了	保育時間短時間終了	
18:00	保育標準時間終了	保育時間標準終了	
19:00	閉所	閉所	

(3) 食事の提供

入所児童の年齢に応じ、食事の提供を行います。

その他、下記のとおり食育に取り組んでいます。

○給食展示～毎日の給食を展示しています

○ふるさと給食の日～地場産の食材を使った給食を提供しています

○行事食～毎月の誕生会や行事の時に主食も含めた行事食を提供します

○こどもクッキング～こどもたちが調理に参加して昼食やおやつを作ります

○アレルギー除去食～アレルギー物質を除去した給食を提供します

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

(4) 健康診断

当施設では、定期健康診断及び臨時の健康診断を学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて実施しています。

健康診断 全入所児童（年2回）

歯科健診 4・5歳児童（年1回）

(5) 留意事項

- ・保護者以外の方が送迎される時は、必ずご連絡ください。
- ・当日、欠席又は登所が遅れる場合は9時00分までにご連絡下さい。
- ・登所・降所時には、玄関にあるタブレット「コドモン」への打刻、及び、お部屋にある登降所チェック表にご記入ください。
- ・薬の取り扱いについては、基本受け付けていません。

(6) 休日保育について

当施設では、下記実施日において休日保育を提供します。休日保育は市内の認可保育所、へき地保育所、児童保育センター等の入所児童を対象に集約型で提供します。

【実施日】◎日曜、祝日、12/29、12/30（12/31～翌1/3までを除く）

9 保育料等

保育料	帯広市が定める額（口座振替払又は納付書払）
延長保育料	帯広市が定める額（利用翌月に納付書払）
副食費 （3歳児クラス～5歳児クラスに限る）	保護者負担額 4,500円／月 （口座振替又は納付書払い） ※令和7年度の副食費は4,800円／月ですが、今年度に限り300円／月を市が補助しています。
保険料 （日本スポーツ振興センター共済）	年間250円 （生活保護世帯 年間30円）

※当施設にお支払いいただいた上記費用については領収書を交付いたします。

ただし、口座振替の場合は、希望者のみの交付となります。

※都合により保育所を休んだ場合、保育料は在籍している限り納入していただくことになります。なお、副食費については、帯広市保育の実施に関する条例施行規則に基づき、6開所日以上連続でやむを得ず欠席し食事の提供を受けない場合、3開所日前までに申し出があれば減額することができます。（※退所届を提出しない限り、保育料、副食費は納めなければなりません。月途中で入退所した場合は日割り計算の保育料、副食費となります。）

10 利用の終了に関する事項

当施設は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (1) 入所児童が小学校に就学したとき
- (2) 入所児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

11 嘱託医

当施設は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 小児科

医療機関の名称	慶愛病院
医 院 長 名	丸山 弘史
所 在 地	帯広市東3条南9丁目2
電 話 番 号	0155-22-4188

(2) 歯科

医療機関の名称	さない歯科クリニック
医 院 長 名	真井 崇行
所 在 地	帯広市東3条南9丁目5
電 話 番 号	0155-66-4183

1 2 緊急時の対応

お預かりしている入所児童に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。保育所で別途児童安心カードをお預かりしますので記入をお願いします。

【管轄する消防署】

消防署名	帯広市消防署柏林台出張所
所在地	帯広市柏林台西町2丁目2番地
電話番号	0155-41-7177

【管轄する警察署】

警察署名	帯広警察署柏林台交番
所在地	帯広市西16条南2丁目11番地9
電話番号	0155-36-1789

1 3 非常災害対策

防火管理者	主査 名取 真由美
消防計画 届出年月日	帯広消防署西出張所あて 令和7年4月1日届出
避難訓練	避難及び消火の訓練は、少なくとも月1回実施します。
防災設備	自動火災探知器、煙感知器、誘導灯
避難場所	風水害：啓西小学校又は2階、地震：啓西小学校

1 4 要望・苦情等の窓口

相談、苦情等受付 担当者	主査 名取 真由美
相談、苦情等解決 責任者	所長 益子 善恵

【要望、苦情等の受付（対応）方法】

- ・要望、苦情等を受け付けた場合には、迅速かつ適切に対応します。
- ・要望、苦情等を受け付けた場合には、その内容を記録し、市からの指導又は助言を受けた場合には、必要な改善を行います。

※ 当施設では、保育所内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

1 5 入所児童の事故等に対する保険について

当施設では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	日本スポーツ振興センター共済
保険の内容	保育所の管理下において児童が災害にあった場合、その治療費や見舞金の給付を保護者に行います

※ 詳しくは、別途配布する、独立行政法人日本スポーツ振興センター「災害共済給付制度」のお知らせをご確認ください。

1 6 守秘義務及び個人情報の取扱い

保育の提供にあたって、職員及び職員であった者が知り得た入所児童及びその保護者に係る個人情報については、法令による場合を除き、保護者の同意を得ずに第三者へ提供することはありません。

1 7 当施設におけるその他の留意事項

喫 煙	当施設の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動 政治活動 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
虐待の防止のための措置	当所では、児童の人権擁護と虐待防止を図るため、虐待防止に必要な体制を整備し、職員研修の実施や虐待の早期発見、未然防止等に必要な措置を講じます。